

■市民活動センター

会議室、スモールオフィスの利用料金の上限額

● 現行(平成28年度)

区分	金額
大会議室	1時間につき 260円
中会議室	1時間につき 160円
小会議室	1時間につき 110円
スモールオフィス	1区画・1月につき5,160円

備考 1 使用者が営利を目的として大会議室、中会議室又は小会議室を使用する場合の利用料金の上限額は、これらの規定による利用料金の上限額の5割に相当する額を加算した額とする。

2 月の途中にスモールオフィスの使用許可を受け、又は使用を廃止した場合におけるその月に係る利用料金の上限額は、日割りによって計算した額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

● 平成29年度以降

1 大会議室、中会議室、小会議室の利用料金の上限額

室名	市民	市民以外の者
大会議室	1時間につき 260円	1時間につき 400円
中会議室	1時間につき 160円	1時間につき 240円
小会議室	1時間につき 110円	1時間につき 160円

備考 使用者が営利を目的として大会議室、中会議室又は小会議室を使用する場合の利用料金の上限額は、これらの規定による利用料金の上限額の5割に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2 スモールオフィスの料金の上限額

1区画・1月につき5,160円。ただし、その期間が1月に満たない月のスモールオフィスの利用料金の上限額は、日割りによって計算した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。